

河川水測定（河川の下流調査）の是非について

処分場の水質に係る調査として法律で測定が義務づけられているのは、処理水と周縁地下水です。

ただし、当処分場では住民からの要望もあり、処分場周辺環境の調査として過去より河川水の調査等についても行ってきました。

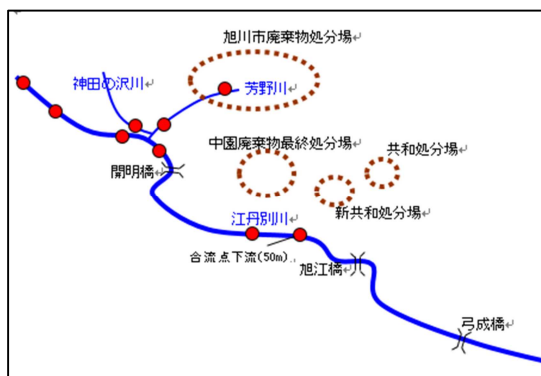
河川の水質については、処分場以外の由来であることが確認されたことから、調査の実施について過去の会議においても審議を行ったことがあり、監視委員会では何を測定すれば地域住民が安心できるか、またどの項目を削除しても良いのか、これらの観点から検討を重ね、地域住民の要望等もあり合流地点下流（50m）については調査を継続してきた経緯があります。

近年の河川水の水質調査については、大腸菌群数が参考とした環境基準（河川 A 類型 1000MPN/100mL）と比べ高い値ですが、処理水の大腸菌群数は年間を通じて法定基準を満たしていることから、処分場以外の由来と考えられます。

第 1 回の会議において、委員より「河川の下流調査は他の影響が多いので、必要ないと思われる」とのご意見がありましたことから、これまでの経緯等も踏まえて、今後の当該調査の可否についてご審議をお願いします。

採水地点位置図

平成 16 年度



現在

